

ソデイカ資源を、漁業者みんなで、 有効に活用するためのルールです！

沖縄海区漁業調整委員会指示6第3号

ソデイカの採捕に係る委員会指示は、限られたソデイカ資源を多くの漁業者が有効に活用するために、下記の内容で発動されています。

記

ソデイカ旗流しの漁具制限について

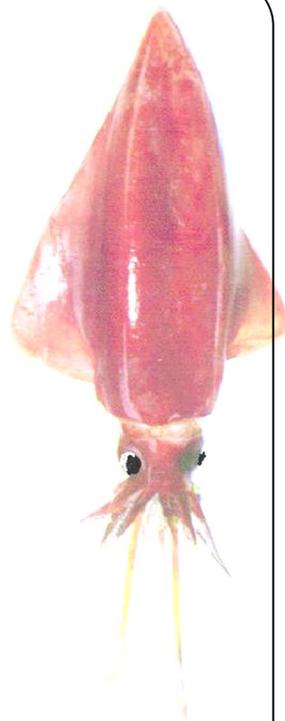
漁船に搭載及び使用できる旗の数は

沿岸から **50海里以内** の操業では**30本以内**
50海里より遠く の操業では**50本以内**

※旗数には予備を含みます。

漁期は、

令和6年12月1日から令和7年5月31日まで



お問い合わせ先
沖縄海区漁業調整委員会事務局
TEL : 098-866-2300 FAX : 098-866-2679